

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導 運営規程

(事業の目的)

第1条

1. 株式会社近畿予防医学研究所（指定居宅サービス事業者）は、業務の適正な運営を確保し、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬局の薬剤師が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の管理及び指導を行う適正な居宅療養管理指導等を提供する。

(運営の方針)

第2条

- １．要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、地域との結びつきを重視し、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ２．適正かつ円滑なサービスを提供するため、居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備え、業務の適正な運営を確保するために人員および、管理運営に関する事項を定める。

(薬局の名称)

第3条

事業をおこなう薬局の名称 : ふれあい薬局・城南
 " 所在地 : 京都府城陽市平川横道 82 番地 6

(従業者の職種、員数)

第4条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。(管理薬剤師と兼務させることがある)

(職務の内容)

第5条

1. 医師および歯科医師の交付処方せんの指示に基づき利用者の居宅へ訪問等を行い、病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資する。
2. 居宅療養管理指導等の内容は、記録を作成し、処方医および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者へ報告、共有を図る。

(営業日および営業時間)

第 6 条

1. 営業日 : 月・火・水・木・金・土

2. 営業時間 : 月・火・水・金 9:00~19:30 第2.4木曜日 9:00~19:30 第1.3.5木曜日 9:00~17:00
土曜日 9:00~14:00

但し、国民の祝祭日、お盆（８月１４日～１６日）、年末年始（１２月２９日～１月４日）を除く。

3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第7条

1. 通常の実施地域は、城陽市の一部の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第8条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんに基づき調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）し、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行う。
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング、薬剤の重複投与、相互作用等の回避、副作用の早期発見、未然防止と適切な処置などの薬学的管理を行う。
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・利用者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、在宅介護用品、用具、材料等の供給
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第9条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
2. 交通費は、薬局からの距離をもとに実費徴収する。
なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
 - ・片道 3～ 5kmの場合 205円
 - ・片道 5～10kmの場合 410円
 - ・片道 10km超の場合 510円

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡する。

(虐待防止に関する事項)

第11条

1. 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともにその結果を従業員に周知徹底する。
 - ・虐待防止のための指針を整備する。従業員に対し研修を定期的実施する。担当者を設置する。
2. サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条

1. 株式会社 近畿予防医学研究所は、社会的使命を十分認識し、従業員の定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員（退職者含む）は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社 近畿予防医学研究所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。